

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成28年2月22日開催）

付議事案名： 第三次国立市子ども総合計画の策定について

提案課 子ども家庭部児童青少年課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
- ② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）
国立市子ども総合計画審議会より提出された答申「第三次国立市子ども総合計画原案」を受け、国立市議会平成28年第1回定例会福祉保険委員会に報告事項として「第三次国立市子ども総合計画」を提出することについて、庁内の合意形成を図るために付議するものである。

2. 経過及び現状
平成27年5月26日 国立市子ども総合計画審議会へ
「第三次国立市子ども総合計画について」諮問
審議会（全8回）
平成27年5月から平成28年2月まで パブリックコメント実施
平成27年12月4日から12月28日 市民意見交換会
平成28年1月28日・30日 国立市子ども総合計画審議会より答申
平成28年2月10日

3. 具体的な措置
庁議確認後、国立市議会平成28年第1回定例会福祉保険委員会に報告事項として、提出し、平成28年度より各取組みを具体的に進める。

2. 集約

基本的に原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整をする。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【質疑事項】

- ・国立市放課後子ども総合プランについても、今回の庁議で確認するという理解でよいか。
→良い。子ども総合総合計画審議会への諮問時に、国立市放課後子ども総合プランについても並行して策定するため、特別委員に諮問を行い、答申をいただいたため、本計画に附編という形で包含させている。
- ・附編にある「国立市保育方針」はどのような性格のものか。
→「国立市保育方針」は、国立市内にある保育園や幼稚園などが掲げる理念や目標などを取りまとめたうえで、国立市が求める保育・幼児期の教育の水準の維持・向上のため策定した概括的な指針である。